

第 5 回

那賀 5 町合併協議会会議録

開会 平成 16 年 7 月 29 日 (木)

閉会 平成 16 年 7 月 29 日 (木)

那賀 5 町合併協議会

第 5 回 那 賀 5 町 合 併 協 議 会 会 議 録 索 引		
議件番号	付 議 議 件 名	頁 数
	開 会	
	会長挨拶	
	会議録署名委員の指名	
報告第 19 号	新市の事務所の位置等検討小委員会での協議状況について	
報告第 20 号	新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会での協議状況について	
報告第 21 号	新市建設計画策定検討小委員会での協議状況について	
協議第 15 号の 1	補助金・交付金等の取扱いについて	
協議第 17 号の 1	慣行の取扱いについて	
協議第 18 号	国民健康保険事業の取扱いについて	
協議第 19 号	介護保険事業の取扱いについて	
協議第 20 号	消防団の取扱いについて	
協議第 21 号	行政区の取扱いについて	
	次回協議会の開催について	
	その他	
	閉 会	

第 5 回 那 賀 5 町 合 併 協 議 会 会 議 録

開催年月日	平成16年7月29日(木)					
開催場所	打田町保健福祉センター 4階 ホール田園					
開会及び閉会時間	開会 午後1時28分		閉会 午後2時05分			
会議録署名委員	杉原 勲	山岡 年文	議長	服部 一		
出席並びに欠席委員 出席 36名 欠席 名 凡例 出席 × 欠席	委員氏名		出欠	委員氏名		出欠
	会長	服部 一		委員	原 延治	
	副会長	中村 慎司		委員	黒田 七郎	
	副会長	大森 道夫		委員	仮屋 肇昇	
	委員	根来 公士		委員	岡田 邦夫	
	委員	藤永 知宏		委員	藤田 佐代子	
	委員	木戸 昌明		委員	山下 忠男	
	委員	榎本 喜之		委員	千田 弘	
	委員	奥 順司		委員	山岡 年文	
	委員	上野 富一		委員	宇田 寛	
	委員	南木 和子		委員	津田 愛珂	
	委員	増田 敏郎		委員	西平 美和	
	委員	高橋 一正		委員	武部 善次	
	委員	杉原 勲		委員	高田 英亮	
	委員	松井 信雄		委員	竹村 広明	
	委員	大西 洋太郎		委員	松浦 猛	
	委員	柳本 益代		委員	河上 泰三	
	委員	東 健兒		委員	田村 美代子	
委員	丸井 幸次		委員	堂本 正秀		
合併協議会幹事	打田町	総務課長	中井 利明	企画室長	城口 豊	
	粉河町	総務課長	宇野 康夫	企画課長	富松 基和	
	那賀町	企画室長	中谷 裕亮	総務課長	鈴木 年雄	
	桃山町	総務課長	竹中 俊和	企画室長	吉田 靖	
	貴志川町	総務課長	田村 武	企画情報課長	西川 繁	
和歌山県関係	那賀郡町村会事務局長		南 貫 児			
	県民行政部長		南口 勝彦	地域行政課長	稲葉 信	
合併協議会 事務局	事務局長	黒田 敏弘		補佐	今城 崇光	
	次長	奥谷 敏夫		補佐	乾 浩二	
	参与	小島 大		補佐	栗本 宗彦	
	総務課長	栗山 房大		係長	松井 孝作	
	調整課長	狭間 秋友		係長	中村 健	
	計画課長	岩坪 純司		主事	國部 毅聡	
	補佐	半田 雅己				
関係課長	貴志川町保険課長		矢田 雅敏			
	貴志川町税務課長		東 秀明			
会議の経過	別紙のとおり					

事務局（次長 奥谷敏夫）	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>開会の時刻となりましたので、ただいまより第5回那賀5町合併協議会を開会させていただきます。</p> <p>委員の皆様方には、ご多用の折、ご出席をいただきありがとうございます。</p> <p>それでは、早速会議に入らせていただきますが、委員の皆様方で本日の会議資料をお持ちでない方は、事務局までお申し出ください。</p> <p>ございませんか。</p> <p>会議次第2の会長挨拶ということで、会長の服部よりご挨拶を申し上げます。</p> <p>また、会長には挨拶終了後、議長を務めていただき、議事進行方よろしく願いいたします。</p>
会長（服部 一）	<p>どうも皆さんこんにちは。</p> <p>開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げたいと思います。</p> <p>大変連日猛暑が続いておりますけれども、各委員さんにおかれましてはご活躍いただいていること、敬意を表したいと思います。</p> <p>本日、第5回の合併協議会を開催させていただきましたところ、全員のご出席をいただきまして本当にご苦労さんでございます。</p> <p>なお、それぞれの小委員会におきまして、慎重にしかも熱心にご協議をいただきまして、確認あるいは決定に向けて一步一步取り組んで進めていただいていることにもお礼を申し上げたいと思います。</p> <p>本日は前回の第4回の協議会において提案させていただきました案件2件をご審議をいただきますとともに、新たに4件の案件を提案させていただいております。皆様方には慎重なるご審議をいただきまして、会議がスムーズに運ばますようご協力をお願い申し上げます。</p> <p>なお、傍聴の皆様方には毎回大変ご苦労さまでございます。どうぞひとつスムーズに運びますようにご協力をお願い申し上げます、ご挨拶に代えたいと思います。</p>
議長（会長 服部 一）	<p>では、早速ですけれども、議事を進めてまいりたいと思います。</p> <p>ただいまの出席委員は、36名であります。全員の出席であります。那賀5町合併協議会規約第10条の規定により、過半数の委員の出席を得ておりますので、本日の会議は成立しております。</p> <p>次に、会議次第3、「会議録署名委員の指名」を行います。</p> <p>会議録署名委員は、那賀5町合併協議会会議運営規程第8条の規定によりまして、議長が指名することとなっておりますので、杉原委員さんと山岡委員さんによりよろしくお願い申し上げます。</p>
山下委員長	<p>次に、会議次第第4の議事の（1）報告事項に入ります。</p> <p>まず、報告第19号「新市の事務所の位置等検討小委員会での協議状況について」委員長より説明、報告をお願いいたします。</p> <p>それでは、議長から指名を受けました新市の事務所の位置等検討小委員会の第4回の結果をお手元の資料に基づきまして、委員長より報告を申し上げます。</p> <p>会議の開催は、平成16年7月20日、午後1時30分から粉河町のふるさとセンター2階で、出席全員の16名によりまして会議を開催いたしました。</p> <p>主な協議・決定事項、お手元の資料に添えましてご報告を申し上げます。</p>

<p>議長（会長 服部 一）</p> <p>榎本委員長</p>	<p>新市の名称の募集結果と選定につきまして、まず第1点を申し上げます。新市の名称の募集結果につきましては、事務局から下記のとおり報告がございまして、以下、募集期間が平成16年6月1日から7月15日まで、応募状況はご覧のとおり、応募総数2,416件、内有効応募数が2,379件ございました。応募のあった名称の数は643名称に至りました。主なものとしては紀の川市、紀の里市、那賀市などがございますが、この結果につきましては第一次選定として、各委員が応募のあった名称の中からそれぞれ5点以内を7月末日までに事務局に選定して提出することで皆さんのご了解を確認いたしました。</p> <p>第2点の新市の事務所の位置の選定に関する事柄につきまして、協議いたしました。</p> <p>まず、新市の事務所の具体的な機能配置については、本庁に議会事務局・総務・企画・税務・住民・衛生・国保・出納室・公営企業局・選挙管理委員会・監査委員会を置き、本庁以外の旧庁舎、役場を支所とし、各支所に農林・商工・農業委員会、それから土木・都市計画関係、それから、民生・介護・福祉事務所、もう一つは教育委員会をそれぞれ支所に配置をし、支所機能の拡充はもちろんでございますが、住民との接点をできるだけ激変しないように配慮した配置にしたいとこのことで、本庁機能とあわせまして事務の効率化を図るべく相談しました結果、本庁に機能をできるだけ集中すべきであるという、これは事務的な効率性その他もございまして、この意見を意見として明記をさせていただいております。</p> <p>次に、町名・字名の取扱いについて。この件については、町民、各町それぞれ住民との大切な問題でもございますので、この扱いについては各町でそれぞれ事前に協議・相談をしていただいて、新市の名称決定後に確認・調整することといたし、継続審議といたしました。</p> <p>最後に、今後の協議につきまして、新庁舎の建設問題について、これはフリー討議の形で各委員から自由に意見をいただきました。予算、財政計画、建設計画その他がございまして、回を重ねて議論をしたいと思っておりますが、次回には具体的な新庁舎建設の可否について協議をすることを確認いたしました。</p> <p>以上、委員長より報告を終わります。</p> <p>ご苦労さまでございました。</p> <p>ただいま、山下委員長より小委員会の報告がございました。この委員長の報告に対してご意見なりご質問がございましたらお出しいただきたいと思っております。</p> <p>ございませんか。どうぞ、ないですか。</p> <p>ないようでございますので、次に、報告第20号の「新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会での協議状況について」委員長より報告・説明願います。</p> <p>それでは、第4回新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会において協議しました事項を那賀5町合併協議会、新市の議会議員の定数及び任期決定小委員会規程第6条の規定に基づき報告をさせていただきます。</p> <p>会議の開催の状況でございますが、平成16年7月13日、午後1時30分より粉河ふるさとセンター2階視聴覚室において、全委員の出席の上で会議を開かせていただいております。</p> <p>主な協議事項でございますけれども、新市の議会議員の定数及び任期の取扱いに関する事について、議会議員の定数及び選挙区を設けるか否かについて協議いた</p>
---------------------------------	--

<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>しましたが、委員様各位より様々なご意見をいただきまして、決定するに至らず、継続審議としていくことを確認しております。</p> <p>なお、本協議会終了後、当小委員会の開催を予定いたしております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ご苦労さまでございました。</p> <p>榎本委員長より小委員会での報告がございました。委員長の報告に対してご意見なりご質問ございませんか。</p> <p>ないようでございますので、次に報告第21号「新市建設計画策定検討小委員会での協議状況について」を報告、説明をお願いいたします。</p>
<p>丸井委員長</p> <p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>私の方から第5回新市建設計画策定検討小委員会でのご報告を申し上げたいと思います。</p> <p>去る7月16日午後1時30分より打田町保健福祉センターで開催をいたしました新市建設計画策定検討小委員会の協議状況について、ご報告をいたします。</p> <p>前回までの小委員会で基本構想部分の取りまとめがほぼ完了いたしましたので、今回から基本計画部分である新市のまちづくり施策・主要事業の協議を開始しました。新市のまちづくり施策主要事業は、合併後に実施します各事業を網羅し、どのような事業を選択するかなど、十分議論を尽くす必要がありますが、まず取りまとめ方法、記述内容等について綿密な調整を行っていく必要があるため、その協議を行いました。</p> <p>これにつきましては、基本構想の将来像を実現するための考え方を、5項目を基礎として、そこで示された方針に基づき主要施策等を盛り込んでいくことを確認いたしました。すなわち、5項目とは、一つ、今の暮らしを大切にする。一つ、地域の活力を養う。一つ、交流で市を元気にする。一つ、市民全体のまちづくりを推進する。最後に新市の総合力を発揮する。この5項目を基礎に考えていきたいと思っております。</p> <p>なお、取りまとめ方法につきましては、まちづくり施策を分野内に新市の現状と目指す方向性を示し、各施策の体系を明確にするとともに、個別項目の内容を列挙して主要事業、具体的事業をはめこんでまとめていく方法に決定をいたしました。つまり、個別項目は8項目ございます。一つは環境の保全と創造、それから都市基盤の整備、生活環境の整備、産業の振興、教育・文化の振興、保健・医療・福祉の充実、連携・交流と自治協働の促進、それから最後に行財政運営の効率化と、この8項目でまとめていきたいと考えております。ただ、これは行政用語でありまして、非常に難しい言葉ですので、住民の方々に理解していただくためには、もう少し平たい言葉にかえていきたいと考えております。</p> <p>また、まちづくり施策、主要事業の協議方法は、今まで議論を重ねてきました基本構想、将来像に沿った施策が記載されているか。施策内容が住民意識調査で出された住民要望と合致しているか。合併による住民不安を解消すべき施策が欠けていないかなど、大きな視点で具体的施策の協議を進めていくことを確認いたしております。</p> <p>以上で、「第5回の新市建設計画策定検討小委員会での協議状況について」、報告を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。</p> <p>ご苦労さまでございました。</p>

<p>部 一)</p> <p>事務局（次長 奥谷敏夫）</p>	<p>丸井委員長より小委員会での協議の報告がございました。委員長の報告に対してご質疑なりご意見ございましたらお出しただきたいと思えます。</p> <p>ないようでございますので、小委員会での委員長報告と質疑を終わらせていただきまして、次に、(2) の協議事項に入らせていただきます。5 ページをお開きください。</p> <p>協議第 1 5 号の 1 「補助金・交付金等の取扱いについて」は、第 4 回協議会において提案させていただいております。調整方針案といたしましては、従来からの経緯、実情等に配慮して合併時まで調整する。なお、調整に時間を要するものは、新市において調整することとなっております。</p> <p>具体的には、同一あるいは同種の補助金については、統一の方向で調整する。各町独自の補助金については、従来の実績を考慮し、均衡を保つように調整する。他の補助金に整理統合できる補助金については、統合することとなっております。</p> <p>この補助金・交付金等の取扱いについての調整方針(案)について何かご質問なりご意見ございませんか。</p> <p>別にないようでございますので、お諮りします。</p> <p>協議第 1 5 号の 1 「補助金・交付金等の取扱いについて」異議なしと認めます。</p> <p>よって、補助金・交付金等の取扱いについては、調整方針(案)のとおり確認されました。</p> <p>では、次に 6 ページ、協議第 1 7 号の 1 「慣行の取扱いについて」も前回の協議会において提案させていただいております。</p> <p>調整方針(案)といたしましては、(1) 市章については、新市において新たに定めるものとする。(2) 市民憲章・各種宣言については、新市において検討する。(3) 市の木・花等については、新市において検討する。(4) 名誉市民に関すること及び表彰制度については、新市において検討することとなっております。この慣行の取扱いについての調整方針(案)について何かご意見なりご質問ございませんか。</p> <p>ないようでございます。</p> <p>では、お諮りします。協議第 1 7 号の 1 「慣行の取扱いについて」のご異議がなしと認めまして、よって、慣行の取扱いについては調整(案)のとおり確認されました。</p> <p>次に、協議第 1 8 号「国民健康保険事業の取扱いについて」事務局より説明願います。</p> <p>協議第 1 8 号「国民健康保険事業の取扱いについて」ご説明申し上げます。会議資料の 8 ページをお開きください。</p> <p>まず、国民健康保険税の調整方針(案)についてであります。</p> <p>(1) 税率については、合併の属する年度は不均一賦課とし、翌年度から統一をいたします。</p> <p>(2) 課税限度額、軽減制度については、現行どおりとし、新市に引き継ぎます。</p> <p>(3) 納期については、那賀町の例によるしております。</p> <p>(4) 集合徴収については、新市において実施しないしております。</p> <p>次に、1 0 ページをご覧ください。</p> <p>国民健康保険事業の調整方針(案)については、</p> <p>(1) 出産一時金、葬祭費については、現行のとおりとし、新市に引き継ぎ、出</p>
---------------------------------	--

<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>産育児一時金貸付制度については、新市において検討をいたします。</p> <p>(2) 国民健康保険運営協議会については、合併時に統合いたします。</p> <p>(3) 診療所については、現行どおり新市に引き継ぐものといたします。</p> <p>(4) 人間ドック、脳ドックについては、新市において実施をいたします。</p> <p>(5) 高額療養費の貸付制度、人間ドック以外の検診事業及び健康優良家庭表彰については、合併時に廃止をいたします。</p> <p>なお、12ページには先進地事例を掲載しておりますので、ご覧おきください。</p> <p>以上で、協議第18号「国民健康保険事業の取扱いについて」の説明を終わります。</p> <p>事務局より国保事業の取扱いについて説明がありました。この件につきましては、次回の協議会においてご審議いただきまして、ご確認いただきたいと思いますが、今の事務局の説明に対して何か質問、ご意見ございませんか。</p> <p>ないようでございますので、資料に基づいてご検討いただいて、次回よろしくお願ひ申し上げたいと思います。</p>
<p>事務局（次長 奥谷敏夫）</p>	<p>では、次に進ませていただきます。</p> <p>協議第19号「介護保健事業の取扱いについて」を事務局より説明願ひます。</p> <p>協議第19号「介護保険事業の取扱いについて」ご説明を申し上げます。</p> <p>会議資料14ページをお開きください。</p> <p>介護保険料についての調整方針(案)といたしましては、</p> <p>(1) 介護保険料は、介護保険事業計画、これは平成15年から17年の事業計画であります。これに基づきまして、平成17年度末までは不均一賦課とし、新市の介護保険、事業計画に基づき、平成18年度から統一をいたします。</p> <p>(2) 普通徴収に係る納期は、桃山町及び貴志川町の例によるものといたします。</p> <p>(3) 徴収猶予及び減免基準は現行のとおりといたします。</p> <p>次に、15ページをご覧ください。</p> <p>介護保険事業計画・介護保険運営委員会及び介護認定審査会についての調整方針(案)といたしましては、</p> <p>(1) 介護保険事業計画は、平成17年度までは現行の計画を存続し、平成18年度に統一をいたします。</p> <p>(2) 介護保険運営委員会については、新市において設置をいたします。</p> <p>(3) 介護認定審査会については、審査会を構成する関係町で調整をするという調整方針(案)であります。</p> <p>次に、16ページをお開きください。</p> <p>利用者負担の軽減等の調整方針(案)といたしましては、</p> <p>(1) 居宅介護サービス費等の額の特例については、新市において粉河町の例をもとに調整をいたします。</p> <p>(2) 低所得者対策については、新市において国の制度に基づき調整をいたします。</p> <p>(3) 社会福祉法人等による利用者負担の減免措置については、粉河町及び桃山町の例により統一をいたします。</p> <p>17ページから18ページには、先進地事例及び関係法令を掲載しておりますので、ご覧おきください。</p>

議長（会長 服部 一）	<p>以上で、協議第19号「介護保険事業の取扱いについて」の説明を終わります。事務局より「介護保険事業の取扱いについて」の説明がありました。この件につきましても、次回の協議会においてご審議いただきまして、ご確認いただきたいと思いますが、今の事務局の説明に対してご意見、ご質問ございませんか。どうぞ。</p>
根来委員	<p>介護保険の認定審査の事務、今は事務組合を作っているわけでありましてけれども、これについては新市に統合した場合に、市で、岩出町さんは岩出町さん、新しい市は新しい市ということで、私はやっていけるんじゃないかなというような気がするんですけども、そこらのところのご検討もされておられますか。</p>
事務局（調整課長 狭間秋友）	<p>調整課狭間です。ただいまのご質問なんですが、これは一応新市になった場合は、現在6町で行っております。それで5町が新しくなった一つの市とそれから岩出町と一応2町で行っていくという方向で現在調整中であります。</p>
議長（会長 服部 一）	<p>よろしゅうございますか。他にございませんか。ないようでございますので、これも資料をご検討いただいて、次回にご協議をよろしくお願い申し上げたいと思います。</p>
事務局（次長 奥谷敏夫）	<p>次に進ませていただきます 協議第20号「消防団の取扱いについて」を事務局より説明願います。 協議第20号「消防団の取扱いについて」ご説明を申し上げます。20ページをお開きください。 消防団の統合につきましては、地域に密着した消防団活動の特性の保持と消防防災活動の一体性の保持に配慮が必要であることから、調整方針(案)として、 (1)消防団については、現行のとおり新市に引き継ぎ、複数の消防団の一体的な運用を図るため、連合消防団を組織いたします。 このことにより、市において複数の消防団が存在することになりますが、一体的な運用を図るため、連絡調整の役割を担う連合消防団長を5町の団長の中から指名をいたします。 (2)消防団員については、すべて新市の消防団員として引き継ぎます。ただし、打田町及び貴志川町の役場機動隊は廃止をいたします。 (3)消防団の行事及び施策については、新市において調整をいたします。 (4)消防団員の報酬及び費用弁償等については、合併時に調整をいたします。 (5)消防団の施設装備及び資機材については、新市に引き継ぐものといたします。 (6)消防団退職報奨金については、現行のとおりとするとしております。 この20ページから24ページにかけまして、5町の消防団の人員構成、関係法令、先進地事例等を掲載しておりますので、ご覧おきください。</p>
議長（会長 服部 一）	<p>以上で、協議第20号「消防団の取扱いについて」の説明を終ります。事務局より消防団の取扱いについて説明がありました。この件につきましても、次回の協議会においてご審議いただきましてご確認いただきたいと思います。ただいまの事務局の説明に対して、ご意見なりご質問ございませんか。あまりないようでございますので、資料をご検討いただきまして次回の協議会に</p>

事務局（次長 奥谷敏夫）	<p>ご協議をよろしくお願ひ申し上げたいと思います。</p> <p>次に進ませていただきます。</p> <p>協議第21号「行政区の取扱いについて」を議題として、事務局より説明願ひます。</p> <p>協議第21号「行政区の取扱いについて」ご説明を申し上げます。</p> <p>会議資料26ページをお開きください。</p> <p>この「行政区の取扱い」とともに、次回第6回以降でご協議いただく各種事務事業の取扱いの項目の中で、「自治組織の取扱い」という項目がございますが、「行政区の取扱い」と関連が深いため、一括して調整方針(案)を提出いたしますのでご承知おきください。</p> <p>調整方針(案)といたしましては、</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 行政区については、原則として現行のとおり新市に引き継ぎます。 (2) 行政区の名称で同一のもの、あるいは区域の再編が望ましいものについては、地域の実情や地域住民の意向を尊重しながら関係町において合併時まで調整に努めます。 (3) 認可地縁団体については、現行のとおり新市に引き継ぐということがございます。 (4) 新市における区長等の名称、依頼する業務の内容及び委託料等については、合併時まで調整をし、組織及び役員等については新市において随時調整をまいります。 <p>この26ページから27ページには、5町の行政区名の状況を、28ページには自治組織の状況を、また29ページには先進地事例を掲載しておりますのでご覧ください。</p>
議長（会長 服部 一）	<p>以上で、協議第21号「行政区の取扱いについて」の説明を終わります。</p> <p>事務局より「行政区の取扱いについて」の説明がございました。この件につきましても、次回の協議会においてご審議をいただき、ご確認をいただきたいと思ひます。</p> <p>ただいまの事務局よりの説明に対してご意見、ご質問ございませんか。</p> <p>ないようでございますので、この件につきましても、資料をご検討いただきまして次回の協議にご協議をお願ひ申し上げたいと思ひます。</p> <p>協議をいただきます件、事務局の説明は以上でございます。</p> <p>次に、会議次第の5の次回協議会の開催についてを事務局から説明をしてください。</p>
事務局（次長 奥谷敏夫）	<p>会議資料の30ページをお開きください。</p> <p>次回、第6回協議会につきましては、8月26日木曜日、午後1時30分より粉河ふるさとセンター小ホールにおいて開催いたしたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長（会長 服部 一）	<p>事務局から、次回第6回合併協議会は8月26日木曜日、午後1時30分より粉河ふるさとセンター小ホールにおいて開催するというご説明でございます。</p> <p>この件について、日程等何かご意見ございませんか。</p> <p>ないようでございますので、ひとつ26日、体調を整えて全員ご出席のほどよろしくお願ひ申し上げます。</p>

副会長（中村慎司）	<p>他にないようでございますので、その他でございせんか。</p> <p>その他も、事務局、ないですか。事務局もないようでございます。いたってスムーズにご苦労さまでございました。</p> <p>これをもちまして、第5回の協議会を閉会させていただきます。</p> <p>閉会に当たりまして、中村副会長よりご挨拶をお願いします。</p> <p>第5回の合併協議会、スムーズのうちに熱心にご協議いただきましてありがとうございました。各小委員会でも非常に頑張っていたいております点、この機会に厚くお礼申し上げ、今後ともよろしくお願ひ申し上げて、今日の協議会を終わらせていただきます。</p>
議長（会長 服部 一）	<p>ありがとうございました。</p> <p>これをもちまして、すべて終了いたしました。</p> <p>大変暑い中、皆様方にはご出席いただきまして、慎重にご審議いただきましてありがとうございます。どうぞひとつ次回もよろしくお願ひ申し上げます。</p>

（ 閉会 午後2時05分 ）

那賀5町合併協議会会議運営規程第8条の規定に基づき、ここに署名する。

那賀5町合併協議会 会 長

同 署名委員

同 署名委員